

保育施設等の利用に係る現況届

子ども・子育て支援法第22条または第30条の7の規定に基づき、保育施設(事業)の利用に係る世帯状況等について、次のとおり届け出ます。

世帯番号				
入所児童	フリガナ		生年月日	利用施設名
	氏名			
	①	フリガナ	H・R 年 月 日	保育園 こども園 幼稚園
		氏名		
	②	フリガナ	H・R 年 月 日	保育園 こども園 幼稚園
		氏名		
③	フリガナ	H・R 年 月 日	保育園 こども園 幼稚園	
	氏名			

現住所	〒 -			
申請者 (保護者)	フリガナ	入所児童 との続柄	保護者の状況	
	氏名		父・母	
	連絡先		生年月日	
	S・H 年 月 日			
上記以外の 保護者	フリガナ	父・母	1.就労(月120時間以上) 2.就労(月120時間未満)	
	氏名		3.妊娠・出産 4.疾病・障がい 5.介護・看護 6.求職	
	連絡先		7.就学・職業訓練(月120時間以上) 8.就学・職業訓練(月120時間未満)	
	9.育休中の継続通所 10.みなし育休			

児童の 世帯構成員 (入所児童及び 保護者を除く)	フリガナ	入所児童 との続柄	生年月日	就労先・通学先
	氏名		S・H・R 年 月 日	
	フリガナ		S・H・R 年 月 日	
	氏名		S・H・R 年 月 日	
	フリガナ		S・H・R 年 月 日	
	氏名		S・H・R 年 月 日	
	フリガナ		S・H・R 年 月 日	
	氏名		S・H・R 年 月 日	

5歳児クラスのある認可保育園または私立こども園に通う4歳児クラス児童(R2.4.2～R3.4.1生)のお子さんがある世帯は続けてご記入ください。進級(在園継続)申込または校区内こども園申込を受付します。

↓①、②どちらか一つに○をつけてください。

	① 在籍園で進級(5歳児在園継続)を希望する	・ 進級希望者がクラスの受入人数を超える場合は選考により進級児童を決定します(保育園在園児のみ、私立こども園は全員進級)。 ・ 選考結果が保留となった際、代わりに校区内こども園に入園を希望する場合はチェック☑をつけてください(保育園在園児のみ)。
	☐ 受入れ人数超えにより進級できない場合 校区内こども園に入園を希望する ※保育園在園児のみ	
	② 校区内こども園()こども園 5歳児クラスに入園を希望する	・ 左の()内に校区内こども園の名称を記入してください。 ※入園(R8.4月)までに市内で転居の予定があり、校区が変更となる場合は、転居先の校区内こども園名を記入してください。

・上の①②以外を希望する場合 (理由) ・市外に転出予定 ・その他()

同意事項

1 那覇市長は、子ども・子育て支援法第16条(第30条の3により準用される場合を含む)の規定に基づき、支給認定証の交付、入所調整、保育料の決定・徴収事務等のため、申請者及び同一世帯員の個人情報を次の方法により確認し提供を求めることがあります。

- ①住民基本台帳の閲覧・複写
- ②市民税課税台帳、課税資料等の閲覧・複写
- ③児童扶養手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の閲覧・複写
- ④生活保護受給に関する情報、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報の 閲覧・複写
- ⑤保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
- ⑥世帯状況、課税状況等に関して、他市町村に対しての情報照会

2 那覇市長は、入所児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報について、次の場合に限り関係機関等第三者へ情報提供することができるものとします。

- ①特に必要があると認められる場合に限り、教育・保育施設への次の個人情報の提供
 - 1)氏名、生年月日、連絡先などの入所申込書及び添付資料等に記載された個人情報
 - 2)保育料に関する情報
- ②児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合
- ③児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- ④その他、市長が必要と認める場合

【参考】

子ども・子育て支援法(抜粋)

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

令和8年4月の進級・転園に関する確認事項

・校区内こども園に入園内定後、または在園継続の内定後に、他園に入所申込し内定した場合は、それぞれ校区内の入園、在園継続の内定は無効となり、後に出た内定だけが有効となります。

・在園継続を希望しなかった場合、または希望したが選考の結果保留となった場合で改めて在園継続を希望するときには、令和8年4月入所申込(受付期間:令和7年12月1日～12月28日)が必要です。

進級(在園継続)希望者が園の受入れ人数を超えた場合の選考方法について

選考を行う場合には、以下の5歳児在園継続優先項目に該当する児童を優先します。
5歳児在園継続優先項目で決定できない場合は、令和7年度那覇市保育所入所選考基準表をもとに選考を行います。

5歳児在園継続選考優先項目

当該事項による優先順		備 考
1	在園継続希望の児童が発達支援児である	
2	ひとり親世帯	ひとり親とみなす場合(離婚調停中、拘留等)も含む
	保育士等	那覇市内の認可保育所・こども園で就労中
3	きょうだいが同じ保育園に在園中 ※令和8年4月に在園継続見込みのあるきょうだいに限る	優先順 1. 在園中のきょうだいが発達支援 2. 在園中きょうだい児が多い順

・選考は現況確認届で提出された書類をもとに実施します。

・選考結果は10月下旬に通知します。

※私立こども園在園児で進級希望の場合は結果の通知はありません(全員進級)。

・令和8年4月1日時点で保護者の「保育が必要な理由」の認定が無い場合、内定は取り消しとなります。